

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(麻薬)            第一条 (略)            一～四 (略)            五 二―エチルアミノ―一―フェニルプロパン―一―オン及びその塩類            六～十六 (略)            十七 N・N―ジアリル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類            十八～五十五 (略)            五十六 一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)ペンタ―ン―一―オン及びその塩類            五十七・五十八 (略)            五十九 (二―ブチル―一―H―インドール―三―イル) (ナフトレン―一―イル) メタノン及びその塩類            六十～七十一 (略)            七十二 (四―メチルナフトレン―一―イル) (二―ペンチル―一―H―インドール―三―イル) メタノン及びその塩類            七十三～八十四 (略)            八十五 一―(四―メトキシフェニル)―N―メチルプロパン</p>	<p>(麻薬)            第一条 (略)            一～四 (略)            (新設)            五～十五 (略)            (新設)            十六～五十三 (略)            (新設)            五十四・五十五 (略)            (新設)            五十六～六十七 (略)            (新設)            六十八～七十九 (略)            (新設)</p>

一一一アミン及びその塩類  
八十六〜九十 (略)

八十〜八十四 (略)